

第 2 5 回相馬市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和 5 年 7 月 1 2 日（水）午後 1 時 5 5 分から午後 3 時 0 3 分

2. 開催場所 相馬市役所 正庁（3 階）

3. 出席した農業委員（1 3 人）

会 長	1 4 番	前 川 正 人			
委 員	1 番	丹 野 義 基	2 番	佐 畑 幸 一	
	3 番	伊 東 登	5 番	唯 野 哲 夫	
	6 番	坂 本 雄 司	7 番	後 藤 義 昭	
	8 番	三 國 実 加	9 番	小 島 良 金	
	1 0 番	佐 藤 雄 一	1 1 番	武 島 竜 太	
	1 2 番	中和田 吉 彦	1 3 番	目 黒 正 一	

4. 欠席した農業委員（0 人）

5. 遅参した農業委員（0 人）

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	志 賀 謙 寿
事務局次長兼農業振興係長	陶 裕 人
事務局農地係長	橋 本 庸 介
事務局主査	大河原 康 平

7. 日程

日程第1. 諸般の報告

日程第2. 議事録署名委員の指名

日程第3. 会期の決定

日程第4. 議事

報告第1号 報告事項について

(1) 農地の転用許可に係る工事完了報告について

(2) 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 許可の条件を履行したことの証明申請について

議案第4号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について

議案第5号 令和5年度 第4号農用地利用集積計画について

議案第6号 相馬市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」
の改定（案）について

8. 会議の概要

事務局長 それでは、定刻前ですが、お揃いなので全員ご起立を願います。
 一同「礼」。着席願います。

議 長 本日は、第25回相馬市農業委員会総会を招集しましたところ、
委員各位には、ご出席をいただきましたことに御礼申し上げます。
 それでは、本日出席の農業委員数は、農業委員会等に関する法律
第27条第3項に規定する過半数に達しておりますので、直ちに
第25回相馬市農業委員会総会を開会いたします。日程第1、諸般
の報告を行います。事務局より報告を願います。事務局長。

事務局長 それでは、先月の総会以降の諸般について、ご報告申し上げます。
お手元の資料諸般の報告をご覧ください。6月12日（月）、
第24回総会終了後、農業振興委員会を開催、本日の議案第6号
相馬市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の
改定（案）について協議を行いました。

 6月16日（金）、福島市中町ビルで開催された福島県農業会議
第105回通常総会に前川会長が出席いたしました。

 6月26日（月）、第25回総会に係る議案を郵送配布させてい
ただいております。

 7月5日（水）、本日の総会に向けて、現地調査を行っております。
また、同日になりますが、中野集会所で中野・西山地区の座談
会が開催され、武島委員、三國委員、渡部推進委員、事務局が出席
しております。報告は以上でございます。

議 長 次に、日程第2、議事録署名委員の指名を行います。12番中和
田吉彦委員、13番目黒正一委員、ご両名を指名いたします。

 次に日程第3、会期の決定についてお諮りいたします。会期は、
本日1日間といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

 （ 「異議なし。」との声 ）

議 長 ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日間と決定いた
しました。次に日程第4、議事に入ります。報告第1号について、
を議題といたします。（1）農地転用許可に係る工事完了報告につ

いて（２）農地法第３条の３第１項の規定による届出書の受理について、事務局の説明を求めます。事務局。

事務局 報告第１号 報告事項について、事務局よりご報告いたします。
 （１）農地転用許可に係る工事完了報告について、今月は４件の報告を受理いたしました。去る７月５日に５番委員、６番委員、７番委員、１０番委員、地区担当の推進委員とともに、番号１番から番号４番について現地調査を実施しました。現地調査の結果、いずれも計画とおり、農地転用の許可条件のとおりにより工事が完了していることを確認いたしました。
 （２）農地法第３条の３第１項の規定による届出書の受理について、今月は４件の届出を受理いたしました。今回の届出については、すべて相続による農地の取得となっており、農業委員会によるあっせんの希望等はございませんでした。説明は以上です。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

（ 「なし。」 との声 ）

議 長 質疑なしと認めます。本件については、事務局報告どおり承認されました。

 次に、議案第１号農地法第３条の規定による許可申請について、を議題といたします。調査担当委員より、調査の報告を願います。番号１番について、担当委員挙手願います。１０番佐藤雄一委員お願いします。

１０番 議案第１号農地法第３条の規定による許可申請について、番号１番について、申請人、申請地等については議案書記載のとおりでございます。去る７月２日に地区担当の推進委員と被設定人の自宅を訪問し、聞き取り調査を行いました。また、去る７月５日に５番委員、６番委員、７番委員、地区担当の推進委員、事務局２人と共に、申請地周辺の農地利用状況調査を行いました。調査結果について調査担当委員を代表して、ご報告をいたします。権利の設定内容は所有権移転（売買）になります。譲受人の農業機械の所有状況、世帯における従事者と従事状況、経営面積については議案書記載のとおりでございます。譲受人には不耕作地がないことを聞き取

り調査により確認いたしました。よって許可基準第1号全部効率利用条件、許可基準第4号農作業従事要件は要件については要件を満たしております。次に許可基準第2号農地所有適格法人要件、許可基準第3号信託契約の有無については、個人であるため、該当しません。許可基準第5号譲受人に転貸・質入れの事実はないため、問題ありません。最後に許可基準第6号地域調和要件であります。が、議案書記載のとおりであり、今までも借りて耕作していたので、これからも地域の調和が損なわれるような問題はございません。なお、地区担当の推進委員からも、現地調査にて「意見なし」との回答を頂いております。よって許可相当であると判断しました。報告は以上です。

議 長 続いて、番号2番について、担当委員举手願います。11番武島竜太委員お願いします。

11番 番号2番についてご報告いたします。去る6月25日に地区担当推進委員と現地を確認いたしました。また、去る7月7日に5番委員、6番委員、7番委員、地区担当の推進委員、事務局2名と共に現地調査を実施いたしましたので、結果を報告いたします。申請人、申請地等については、議案書記載のとおりです。

 なお、この案件は、議案第2号の1番案件とも関連する案件であります。権利の設定内容は所有権の移転（売買）になります。譲受人の農業機械の所有状況、世帯における従事者と従事状況、経営面積については議案書記載のとおりです。譲受人には不耕作地がないことを現地調査により確認いたしました。よって許可基準第1号全部効率利用条件、許可基準第4号農作業従事要件については、要件を満たしております。次に許可基準第2号農地所有適格法人要件については、譲受人は個人であるため非該当であります。次に許可基準第3号信託契約の有無については、議案書記載のとおり該当ありません。許可基準第5号借入地の転貸・質入れについては、譲受人の転貸・質入れの事実はないため非該当であります。最後に許可基準第6号の地域調和要件ですが、議案書記載のとおり、地域の調和が損なわれるような問題はございません。なお、地区担当の推進委員からも現地調査にて「意見なし」との回答を頂いております。よって許可相当と判断いたしました。報告は以上です。

議 長 続いて、番号3番について、担当委員举手願います。12番中和田吉彦委員をお願いします。

12番 番号3番についてご報告いたします。去る7月1日に地区担当の推進委員と現地を確認いたしました。さらに7月5日に5番委員、6番委員、7番委員、地区担当の推進委員、事務局2名と共に現地調査を行いましたので、調査結果について調査担当委員を代表して、ご報告をいたします。まず、権利の設定内容についてですが、所有権の移転（売買）となります。譲受人には貸付地、不耕作地がないことを現地調査により確認いたしました。よって許可基準第1号全部効率利用条件については利用条件を満たしております。次に許可基準第2号農地所有適格法人要件については個人でありますので、非該当となります。次に許可基準第3号信託契約の有無については議案書記載のとおり該当ありません。譲受人の農業機械の所有状況、世帯における従事者と従事状況、経営面積については議案書記載のとおりであります。次に許可基準第4号農作業従事要件は満たしております。許可基準第5号借入地の転貸・質入れについて、譲受人の転貸・質入れの事実はないため非該当であります。最後に許可基準第6号の地域調和要件ですが、議案書記載のとおり、地域の調和が損なわれるような問題はございません。なお、地区担当の推進委員からも現地調査にて「意見なし」との回答を頂いております。よって許可相当と判断いたしました。報告は以上です。

議 長 次に事務局より、補足説明を求めます。事務局。

事務局 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、番号2番、番号3番について、事務局より補足説明いたします。

番号2番について、先程、調査担当委員より報告ありましたとおり、議案第2号案件1番と関連がある案件となっております。譲受人の住所は大熊町となっておりますが、平成23年東日本大震災において被災し、現在はいわき市に避難、在住している方です。譲受人の夫の退職を機会に、娘夫婦が暮らす相馬市中野字清水地内に家を建て、引っ越すことを計画しているものです。議案書の備考に記載しておりますが、議案第2号案件1番において、譲受人が農地転用し、自己住宅の建設を予定しているもので、本案件の農地法

第3条申請は、農地転用で分筆し、残地農地を売買するものとなっております。また、譲受人は相馬市の農地を初めて取得するものですが、申請地は住宅を建設する奥に接続する、譲受人以外の利用が困難な小規模な農地であること、譲受人の実家が農家であったことで農業の経験もあり、娘夫婦の協力も得ながら、周辺の地域に支障を及ぼさないよう責任を持って農地として利用していく意思を譲受人本人に、直接確認しております。

続いて、番号3番については、今回売買に至った経緯について、譲渡人も水稻農家を営んでおりますが、新沼字南行前に所有している農地は今回の申請地1筆のみであり、譲渡人の自宅からも遠い距離にあるため、隣接農地で耕作している譲受人がまとめて耕作を行うこととなったという経緯です。事務局からの補足説明は以上となります。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。本件に関し、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり可決いたします。次に議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、を議題といたします。事務局より審査内容等について説明を求めます。

事務局 議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より審査内容をご説明申し上げます。1番案件ですが、議案第1号番号2番と関連がございまして、申請地の南側の中野字清水●●番●●が農地法第3条申請地となっております。譲受人と譲渡人

および申請地は、議案書に記載のとおりです。譲受人が、原発事故で避難されており、今般、相馬市中野字清水地区に住む娘夫婦の近くに居住するため、一般住宅、駐車場を整備するものであります。工事期間は、許可の日から18ヶ月を予定しております。権利移転設定の内容は、所有権の移転（売買）になります。転用許可基準第3号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。

次に2番案件ですが、譲受人と譲渡人及び申請地と併用地は、議案書記載のとおりで、二人の関係は夫婦であり、併用地にあった自宅に住んでおりましたが、昨年3月の地震によって自宅に被害を受け、自宅を建て直しするのに併せて、自宅等の敷地を見直したところ、申請地の①は物置用地、申請地の③は通路、申請地の④は植栽と車3台分の駐車場と農地以外で使用していたことが判明したことから、顛末書をつけて申請するものです。また、申請地の②は、車4台分の駐車場であり世帯員の車の保有状況等から申請地の④だけでは駐車スペースが足りないことから、新たに整備し申請をするものです。工事期間は、許可の日から10ヶ月を予定しております。権利の移転設定の内容は、使用貸借権の設定（20年間）になります。転用許可基準第3号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、併用地の有無については、譲渡人所有の宅地がございます。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。

次に3番案件ですが、譲受人と譲渡人の及び申請地は、議案書に記載のとおりです。譲受人と譲渡人の三人の関係は親子関係であり、同居しており、今般、譲受人の●●●●氏、●●●●●氏の娘が結婚し、譲受人と譲渡人の自宅に●●●も同居することになり自宅が手狭になったため、譲受人が別居し申請地に自己住宅建築用地を整備するものであります。工事期間は、許可の日から8ヶ月を予定しております。権利の移転設定の内容は、使用貸借権の設定（30年間）になります。転用許可基準第3号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、転用行為の妨げとなる権利で抵当権があり、今般の転用申請について抵当権者の同意を得ております。また、備考欄記載のとおり土地改良区の意見書及び排水同意書の添付があります。なお、自己住宅を道路際ではなく路地状通路を設置し建築する理由については、北側県道が極めて通行量が多く、粉塵及び騒音がひどいため住宅の環境保全、及び、将来、孫の世話

をする場合、県道への飛び出しによる交通事故を少しでも軽減するため、今回の土地利用計画になりました。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。説明は以上となります。

議 長 続いて調査担当委員より、調査の報告をお願いします。1 番案件から 2 番案件について、担当委員挙手願います。5 番唯野哲夫委員お願いします。

5 番 議案第 2 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、1 番案件と 2 番案件について報告いたします。1 番案件について、申請地の現況を去る 7 月 5 日に 6 番委員、7 番委員、地区担当の推進委員、事務局 2 名と共に、現地調査を行いましたので、調査結果について担当委員を代表して、ご報告をいたします。1 番案件について、先の議案第 1 号 2 番案件との関連がございます。権利の設定内容は所有権の移転（売買）になります。申請人、申請地等は議案書記載のとおりです。許可基準第 1 号の立地基準について申請地は非線引き都市計画用途地域内にある農地で、第 3 種農地でありますので、立地基準は満たしております。したがって許可基準第 2 号には非該当となります。続いて許可基準第 4 号は、議案書に記載のと通りの対策で、周辺農地への影響・支障はないものと判断いたしました。また、地区担当の推進委員からも、現地調査にて「意見なし」との回答をいただいております。以上の事から、許可相当と判断いたしました。

 続いて 2 番案件について報告いたします。申請地の現況を去る 7 月 5 日に 6 番委員、7 番委員、地区担当の推進委員、事務局 2 名と共に現地調査を行いましたので、調査結果について調査担当委員を代表して、ご報告をいたします。権利の設定内容は使用貸借権の設定（20 年間）になります。申請人、申請地は議案書に記載のとおりです。許可基準第 1 号の立地基準について、申請地は概ね 10 ヘクタール以上の規模の農地区域内にある農地で第 1 種農地であります。しかし、この案件は、不許可の例外事業の「集落接続事業」に該当するため、許可基準第 2 号は非該当となります。続いて許可基準第 4 号は、議案書に記載のと通りの対策で、周辺農地への影響・支障はないものと判断しました。また、地区担当の推進委員からも、現地調査にて「意見なし」との回答をいただいております。以上の事から、許可相当と判断しました。

議 長 続いて番号3番について担当委員举手願います。6番坂本雄司委員をお願いします。

6 番 議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、3番案件について報告いたします。去る7月5日に5番委員、7番委員、地区担当の推進委員、事務局2名と共に現地調査を行いましたので、担当委員を代表して調査結果を報告いたします。許可基準第1号の立地基準について、申請地は概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地区域内にある農地で、第1種農地であります。

しかし、この案件につきましては、不許可の例外事業の「集落接続事業」に該当する転用計画です。許可基準第2号は、第2種農地でないため非該当となります。以上のことから、立地基準は満たしております。続いて、許可基準第4号は、議案書に記載のと通りの対策で、周辺農地への影響・支障はないものと判断しました。また、地区担当の推進委員からも、現地調査にて「意見なし」との回答をいただいております。以上の事から、許可相当と判断しました。説明は以上です。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。本件に関し、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって議案第2号農地法第5条の規定による許可申請については、原案のとおり可決いたします。次に議案第3号許可の条件を履行したことの証明申請について、を議題といたします。番号1番から番号3番について調査担当委員より、調査の報告を願います。担当委員举手願います。6番坂本雄司委員

お願いします。

- 6 番 議案第3号許可の条件を履行したことの証明申請について番号1番から番号3番についてご報告いたします。去る7月5日に5番委員、7番委員、12番委員、地区担当の推進委員、事務局2名と共に現地調査を行いましたので、担当委員を代表して調査結果を報告いたします。番号1番は、申請地の現況は転用許可条件のとおり車庫・通路敷地として宅地となっております。番号2番は、申請地の現況は転用許可条件のとおり個人住宅地として宅地となっております。番号3番は、申請地の現況は転用許可条件のとおり太陽光発電所設備用地として雑種地となっております。いずれの案件も、許可の条件を履行したものと判断できますので、証明書を交付することが適当であると判断いたしました。また、地区担当の推進委員からも、現地調査にて「意見なし」との回答を頂いております。報告は以上です。

議 長 続いて事務局より、補足説明を求めます。事務局

事務局 特にありません

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。

(「なし。」との声)

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。本件に関し、委員報告のとおり証明することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第3号許可の条件を履行したことの証明申請については、委員報告のとおり証明することに決せられました。

議 長 次に、議案第４号農地法第２条第１項の「農地」に該当するか否かの判断について、を議題といたします。本件に関し、番号１から番号１８番までの１８件について、相馬市農業委員会会議規則第８条の規定により、一括議題といたしたいと存じますが、ご異議ありませんか。

（ 「異議なし。」との声 ）

議 長 ご異議がないようですので、一括議題といたします。事務局より説明を求めます。事務局。

事務局 議案第４号農地法第２条第１項の「農地」に該当するか否かの判断について、審査をいただくにあたり、事務局より、ご説明申し上げます。農地法第３０条第１項の規定に基づき、農業委員会が毎年夏頃に実施している農地の利用状況調査にて、再生利用が困難な農地、いわゆるＢ分類として判断された農地について、「農地」に該当するか否かの判断についてご審議いただくものです。お手元に参考資料と書かれた資料をお配りしておりますが、こちらは現地調査時における調査担当委員の農地・非農地の判断を参考として記載しているものです。このあとの調査担当委員からの報告と併せてご確認ください。説明は以上です。

議 長 続いて調査担当委員より調査の報告をお願いします。担当委員の挙手を願います。７番後藤義昭委員をお願いします。

７ 番 議案第４号農地法第２条第１項の「農地」に該当するか否かのについて、去る７月５日に５番委員、６番委員、地区担当の推進委員、事務局２名と共に現地調査を行いましたので、担当委員を代表して調査結果を報告いたします。１番から１８番まですべて非農地と判断いたしました。１番から３番までは原野、４番から７番は山林、８番、９番は原野、１０番は山林、１１番から１３番は原野、１４番、１５番は山林、１６番は原野、１７番、１８番は山林と判断いたしました。地区担当の推進委員からも「意見なし」との回答をいただいております。報告は以上です。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。

(「なし。」との声)

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。本件に関し、委員報告のとおり非農地と判断することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第4号農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断については、委員報告のとおり非農地と判断することに決せられました。次に議案第5号令和5年度第4号農用地利用集積計画について、を議題といたします。事務局より説明を求めます。

事務局 議案第5号令和5年度第4号農用地利用集積計画について、事務局よりご説明いたします。権利の設定人及び被設定人は、議案書に記載のとおりでございまして、いずれも新規の利用権設定になります。この土地は従来から利用権賃貸借契約を設定しておりましたが、農業利用権設定申込書が貸借終了日(令和5年3月31日)までに提出されなかったため、新たに新規契約したものであります。旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定による要件につきましては、すべてを満たしております。報告は以上です。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。本件に関し、同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第5号令和5年度第4号農用地利用集積計画については、同意することに決せられました。次に議案第6号相馬市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の改定(案)について、を議題といたします。農業振興委員会委員長より説明願います。

振興委員長 議案第6号相馬市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の改定(案)についてご説明申し上げます。去る6月12日に総会終了後に農業振興委員会を開催し、協議いたしました。協議内容についてご説明いたします。事務局より「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」につきましては、農業委員会等に関する法律第7条第1項の規定により、各農業委員会が定めることとされています。当農業委員会でも指針を策定し改選期である3年ごとに検証・見直しを行っておりますが、農業経営基盤強化促進法の一部改正により、当農業委員会の指針に関連する部分を改定するものです。との説明があり、協議の結果、事務局案を了とすることに決定しました。なお、詳細につきましては、事務局より補足説明をお願いします。報告は以上です。

議 長 続いて事務局より説明を求めます。事務局

事務局 議案第6号相馬市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の改定(案)について、事務局よりご説明いたします。「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」につきましては、農業委員会等に関する法律第7条第1項の規定により、各農業委員会が定めることとされており、通常改選期である3年ごとに検証・見直しを行っておりますが、農業経営基盤強化促進法の一部改正により、相馬市農業委員会に関連する部分を改定するものです。なお、上位法の一部改正が令和5年4月1日となっており、福島県や福島県農業会議と指針の改定内容の調整に時間を要したため、今回総会の議案の提出となりました。法改正による文言等の見直

しであるため、目標数値の変更はございません。それでは、ご説明させていただきます。説明について変更及び追加部分についてのみ説明とさせていただきます。議案書の赤字で記載の部分でございます。第1 基本的な考え方について、農業経営基盤強化促進法等の一部改正に伴う文言等の変更でございます。第2 具体的な目標と推進方法、第2 具体的な目標と推進方法について追加で新たに及び評価方法を文言の変更となります。(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法、①農地の利用意向調査の実施について、「農地情報公開システムから農業委員会サポートシステム」と文言の変更になります。(3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法、遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は遊休農地割合により評価する。単年度の評価については、「農業委員会による最適化の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表のとおりとする。」が新たに文言の追加となります。つづいて2 担い手への農地利用の集積・集約化について、(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法、①「人・農地プラン」の実質化の推進から「地域計画」の作成・見直しとなり、農業経営基盤強化促進法の一部改正に伴い「人・農地プラン」の法定化に伴うもので地域計画の作成と見直しに主体的に取り組む内容です。④農地の所有者等を確知することができない農地の取扱いについて、公示手続きが県知事の裁定での利用権設定から農地中間管理事業促進法等が一部改正され、農地中間管理機構を通じての利用権設定になる文言の変更です。新たに「(3) 担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法、担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づき「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」とおりとする。」が新たに文言の追加になります。3 新規参入の促進について(2) 新規参入の促進に向けた具体的推進方法の変更箇所は次のとおりです。昨年より新規就農フェア等に参加してまいりましたが、「②新規就農フェア等の参加について、市や農協等と連携し、農業委員や推進委員が新規就農フェア等に積極的に参加することによって、新規就農希望者の情報収集に努め、新規就農の受入れとフォローアップ体制を整備する」の文言が新たに追加になります。②が新規で追加となったため、改正前の②が削除され、新たに③となり、改正前

の③が削除され、新たに④となり、それぞれ変更となります。「第3「地域計画」の目標を達成するための役割、相馬市において作成される「地域計画」に基づき、農地を効率的かつ総合的に利用していくため、相馬市農業委員会は次の役割を担っていきます。日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認・農家への声掛け等による意向把握・「地域計画」で位置付けられた担い手への農地の利用調整やマッチング・農地中間管理事業の活用への働きかけ・「地域計画」の定期的な見直しへの協力」の文言の追加となります。説明は以上です。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

1 2 番 2 担い手への農地利用の集積・集約化について（2）担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法④農地の所有者等の確知することができない農地の取り扱いについて、公示手続きを経て農地中間管理機構を通じて利用権設定ができる制度の説明を求めます。

議 長 ここで休議いたします。

（休 議）

（再 開）

議 長 ここで再開いたします。事務局。

事務局長 1 2 番委員の質疑につきましては、わかりやすい表現と具体的な事例などをお示しして、委員の皆様には後程お知らせいたします。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

（ 「なし。」 との声 ）

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。本件に関し原案とおりに決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって議案第6号相馬市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の改定(案)は原案のとおり同意することに決せられました。以上で、提出された議案すべて終了といたします。以上で本日、決定したことの取扱いについては、議長に一任願いたいと存じますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。以上をもちまして、第25回相馬市農業委員会総会を閉会といたします。

相馬市農業委員会会議規則第18条第1項及び第2項の規定により署名する。

相馬市農業委員会	会 長	前 川 正 人
----------	-----	---------

議事録署名委員	1 2 番	中和田 吉 彦
---------	-------	---------

議事録署名委員	1 3 番	目 黒 正 一
---------	-------	---------